

国民健康保険税減免判定フローチャート

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った。

はい

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職で、雇用保険から失業給付を受ける。

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

②非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度により保険税を軽減できる。

はい

いいえ

③新型コロナウイルス関連の税減免の対象外です。

世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

いいえ

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の、前年と比べて30%以上の減少見込みの収入にかかる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である。

はい

申請により、国民健康保険税の**全額**が減免されます。

申請により、国民健康保険税の**一部**が減免されます。

①新型コロナウイルス関連の減免の対象です。

①に該当する。(必要なもの)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請書
- ・ 同意書
- ・ 事業収入や給与等の減少がわかる書類

②に該当する(必要なもの)

- ・ 非自発的失業者に係る軽減措置申告書
- ・ 雇用保険受給資格者証(写し)

※新型コロナウイルス感染予防と窓口混雑防止のため、郵送による申請を推奨しています。ご理解とご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。